

第1回子どもの権利・参画のための研究会

平成17年11月14日(月)
午後6時から
千葉県庁中庁舎3階第1会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 会長・副会長の選出について

(2) 今後の研究会の進め方について

(3) その他

3 閉 会

第1回子どもの権利・参画のための研究会

出席者名簿

平成17年11月14日(月)

氏名	所属等	出欠
池口 紀夫	中核地域生活支援センター夷隅ひなた所長	出
池田 徹	(福)生活クラブ理事長	出
市川 まり子	ほっとすぺーす主宰	出
岡田 泰子	(NPO)子ども劇場千葉県センター理事長	出
小笠原 敦子	前千葉県人権問題懇話会委員	出
甲斐 久美子	(NPO)東金山武子育て支援センター理事長	出
黒木 裕子	NPO 佐倉こどもステーション理事長	出
佐藤 浩子	CAPぽけっと CAPスペシャリスト	出

第1回子どもの権利・参画のための研究会議事録

日 時 平成17年11月14日(月) 18:00~20:00
場 所 千葉県庁中庁舎3階第1会議室
参加委員 池口紀夫委員、黒木裕子委員、池田徹委員、小笠原敦子委員、岡田泰子委員、佐藤浩子委員、市川まり子委員、甲斐久美子委員

(司会)

ただ今より、第1回子どもの権利・参画のための研究会を開催いたします。皆様方にはお忙しい中お集まりいただきまして有難うございます。本日は、第1回でございますので、恐れ入りますが、委員の方々には自己紹介をお願いいたします。お名前や普段の活動について、ご紹介いただければと思います。それでは、50音順の池口委員から、お願いいたします。

(池口委員)

今晚は、池口です。よろしくをお願いいたします。現在仕事の方は、県の事業である中核地域生活支援センター事業を、NPO法人として受託をして実施しております。受託法人は、長生夷隅地域の暮らしを支える会という会です。現在理事長と夷隅ひなたの所長を兼ね、コーディネーターをしています。市民活動としては、千葉子どもサポートネットという団体で、子どもの権利擁護活動を行っております。それからこの研究会に関連すると思いますが、千葉県子ども人権条例を実現する会の副代表をしております。よろしく申し上げます。

(池田委員)

池田徹と申します。社会福祉法人生活クラブの理事長をしております。元々次世代育成アクションプランの委員になったときにも、次世代問題にあまり関わって活動してきたわけでもないのですが、たまたま地域支援福祉計画という、総合計画の策定に関わったものですから、そういう経験があまりない中で作業部会の委員などになりまして、話の中に入れられないような、なかなか専門性がない中で、作業部会をやっていました。その延長線でそのまま推進作業部会のほうにも入りまして、推進作業部会の委員は何か入った方がよいということで、この会の委員にもなりました。皆さんの足でまといになるとと思いますが、よろしく申し上げます。

(市川委員)

市川と申します。ほっとすぺーすと言いますが、実家の方が空家になりまして、地域に開放して、親子で遊びにいらっしゃい、子どもだけでもどうぞということで、毎週水曜日に開いております。私は主任児童委員制度ができた当初から、去年まで主任児童委員をつとめておりました。地域の虐待問題、色々問題を抱えた家庭とつきあってまいりました。その続きでほっとすぺーすを開いている

ということもあります。保護司も5年目になるのですが、色々な犯罪が問題になっていますが、家庭や学校での関わりの中で、子どもがそうになってしまう状況が作られているのだということをつくづく感じてきました。千葉こどもサポートネットでも一緒に活動しておりますし。前から、「子ども人権条例を実現する会」において、子ども権利条約もできましたが、本当に子どもが大切にされているのかどうか疑問に感じております。ここで支援が入れば、ちゃんと救済できるのという思いを持ってまいりました。千葉県において、子ども人権条例、千葉県版子どもの権利条約のようなものを制定し、子どもの権利保障、救済ができるようなものを作りたいなと思っております。

(岡田委員)

子ども劇場千葉県センターの理事長の岡田と申します。私は船橋に住んで29年になります。自分の子どもを育てながら、公民館の家庭教育学級で育てられて、家庭というのは社会の1番小さな単位で、家庭のことはすべて社会とどこかでつながっているということを学んでまいりました。そこでいつも応援してくださった方が「Think globally, act locally.」という言葉をお教へくださって、ずっとそうやって活動しております。子育ては3人とも終わったのですが、子ども劇場千葉県センターで、31の団体正会員がいらっしゃるのですが、その方たちと一緒に、地域の子どもの活動あるいは社会参画の活動をともに進めながら、子どもの権利条約が批准されて11年になりますが、千葉県の中で実体化されていくと良いなと思いつつ活動を続けております。

(小笠原委員)

今晚は、小笠原です。皆さんのようにいろいろな活動を今はしておりません。ある施設の理事をしておりましたが、この11月で任期がきて辞めました。私は、児童相談所長を最後に県を退職した後、敬愛短期大学で保育士、幼稚園教諭の教育をしておりました。短大の教員を3年ほどしていたのですが、ある児童養護施設の子どもの権利擁護の委員会を作ることをしておりました。弁護士さんと、地域の福祉関係の方と、もう一人、地域の福祉関係の方と、もう一人学識経験者ということで、たまたま私は施設長と親しかったものですから、そこで2年間子どもたちの権利や人権を守るような仕事をしていました。その施設は千葉県で1番新しい施設で、建物は非常に立派なのですが、そこで理事をしておりました。現在はやめて何もしておりません。私も長い間児童虐待に取り組んでまいりましたので、その経験が役立つと判断されたのでしょうか、委員になっていただきたいという県の依頼がありましたので、お受けいたしました。なんとかがんばっていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(甲斐委員)

東金市の東金山武子育て支援センター、NPO 法人です。理事長をしております甲斐と申します。一軒家を借りて、就園前の子どもたちとお母さんを受け入れる溜まり場を開設運営いたしております。絵本の読み聞かせボランティアを続けておまして、0歳から上は小学生まで、さまざまな場所で、読み聞かせのボランティアをしております。私の子どもから私たちの子どもへという言葉のスローガンに活動いたしております。自分の子どもだけではなく、地域の子どもたちすべてが幸せになれるような思いをずっと持ち続けてやっております。今の若いお母さんとの関わりが多いのですが、私自身子どもの権利擁護については、あまり勉強いたしておりませんので、この機会に勉強させていただき、若いお母さんがたに、そのことを伝えたいと思っております。

(黒木委員)

佐倉からきました NPO 法人佐倉子どもステーションの黒木です。佐倉の現状はとても厳しく、子どもたちへの関心はとても薄い街でした。少子化も著しく進んでおまして、合計特殊出生率は 1.10 という低さで、全国で下から 2 番目 3 番目くらいに低いです。これにはいろいろな原因があると思います。私が溜まり場を作ったときには、市にはお母さんたちが自由に行き来できる施設もなく、色々な意味で、お母さんたちが優遇されていないことがありまして、子どもたちの自己肯定感も非常に低い状況です。小学生のうちは、あまり表に出ておりませんが、中学生になると、4% ぐらいの人が不登校になります。こうした現状の中で、本当に、子どもたちの社会参画を軸として、子どもたちの自信とか、コミュニケーションをする力を育てたいと思い、子どもの権利条約を土台といたしまして、子どもの社会参画に力を入れていこうと、さまざまな活動しております。ミュージカルを子どもたちが自分で脚本を作ったり、子どもキャンプを自分たちで 6 カ月間かけて準備をしたり、中学生がしております子どもサポートと言って、お兄ちゃんお姉ちゃんが小さい子どもたちと遊ぶという活動もしております。子どもの居場所が大切だということで、中学生高校生が集まる溜まり場というものを実施しております。私達も、日々努力していきますが、県単位で、子どもの権利擁護をきちんと保障することが必要であると、考えております。多くの方々が、子どもに関心を持って、子どもが生き生きと生活できる社会が実現できればと思っております。

(佐藤委員)

八千代市からきました佐藤といいます。CAP 子どもへの暴力防止プログラムを県内を中心にして、学校とか幼稚園、保育園養護施設、それ以外のところでも、ワークショップを届けております。地域では、母子保健推進として、行政と一緒にネットワーク作りの活動をしております。家庭の見守りなどもしながらやっております。また、子ども人権擁護サポーターもやらせてもらっております。

CAP と言うのは、虐待防止法が成立してから、全国にも広がって、150 ぐらいのグループが立ち上がっております。千葉では、昨年1年間で2万人ぐらいの子どもと、大人と、教職員がプログラムを受けております。千葉には五つグループがあるのですが、私はそのなかのぼけっとというグループで活動しております。県内の活動が半分ぐらいうちのグループでしております。いろんな学校の授業の中でやっております。最近、船橋の児童養護施設や館山の児童養護施設の方でやらせてもらっております。特に傷の深い子どもたちに対して、人権教育のプログラムなので、そのあたりをスタッフと一緒に届けております。虐待防止法の制定のときも、CAPのスタッフが、かかわっておりました。暴力防止の部分では、常にスキルアップを図り、トレーニングをしております。子どものことをやろうとすると女性のこともついてきますので、DVについても手伝いを、勉強しながらしているところです。子どもが権利の主体として扱われるという場を一緒に共有しながら、地域や行政とのつながりも強くなっており、そうしたものをこの間に持ち込めるかなと思っております。千葉県の子どもたちが健やかに過ごせるものを一緒に作っていきたいと思っております。

(事務局)

有難うございます。事務局の方のご紹介をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。私は児童家庭課長の松永と申します。委員の方々におかれましては、全員ご参加いただきまして有り難うございます。前回推進部会の際にも出席いただけなかった方もいらっしゃると思いますので、今回は前回の審議内容についても紹介しながら進めていきたいと思っております。前回までの児童家庭課関係の児童の権利、あるいは参画について話を進めてきたことについて説明させていただきますと、社会福祉審議会の中に社会的養護のあり方検討会というものを設置いたしました。これは児童虐待の死亡事例が平成16年度においては2件ございましたが、こういった痛ましい事件を2度と起こさないために民間の専門家の方の意見をいただいて、それを参考に虐待対策の向上を図っていこうということで、委員会を開いております。この委員会の内容については公開してまいりますので、この部会でもご報告させていただくことになろうかと思っております。また、社会的資源のあり方検討会というものもやっております。これは養護施設とか里親、いわゆる施設養護、家庭的養護のあり方を検討しましょうというもので、県立施設のあり方も含めて2年がかりで検討していただき、答申もしていただくというものになっています。このほかこれからたち上げようとしているのが、虐待防止研究会です。これは虐待に関するいろんなデータが、県の中にあまり集積されていないということで、虐待の要因等を研究していくなかで、応用研究もあるかもしれませんが、特に基礎研究を中心にやっていきたいというものであります。もう一つは、いわゆる家族

再統合というものですが、これは児童相談所のやっているものなのですが、こういったもののマニュアル化が非常に難しい問題でございまして、これに関しては、専門家の意見を伺いながら、国の動向もあるかと思われませんが、千葉県として、児童相談所をやっていく上で専門職の職員がそれを参考にやっていくというものを作っていきたいということで検討しているものであります。以上が社会福祉審議会の中に設置した委員会になります。あとは、児童相談所の24時間365日体制についてですが、児童虐待の受付窓口として、24時間365日体制でやっていこうというもので、11月1日から、子ども110番として中央児童相談所に職員を常駐配置しております。このような形で私ども、できることからやっていきたいと思っております。この委員会の中でも、検討いただく中で有用な意見をいただけたらと思っておりますが、できることはすぐにやり、委員の皆様のご意見を伺いながら、ともに考えてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

私健康福祉政策課人権室からきました。斉藤と申します。

(事務局)

児童家庭課子ども家庭支援室の主幹の鈴木と申します。

(司会)

児童家庭課子ども家庭支援室長の鈴木と申します。先ほどから、司会を努めさせていただきます。その他関係する職員が事務局として控えております。よろしくお願いいたします。最初に本日配布いたしました資料について確認させていただきたいと思っております。本日の議事次第1枚、出席者名を1枚、席次表、資料1、子どもの権利参画のための委員確認事項、資料2といたしまして、次世代育成支援行動計画の体系図、資料の3として17年度千葉県人権政策推進プラン、冊子といたしまして千葉県人権政策基本指針、資料4といたしまして障害者差別をなくすための研究会中間報告について、子どもの人権おもに子どもの虐待を防止するフォーラムのチラシ、配布もれ等ございませんでしょうか。それから池口委員の方からこれから制定される子どもの権利に関する条例一覧の資料提供をいただいております。審議の前に、本会の公開についてご審議いただきたいと思います。審議会の透明性を保つために原則公開とさせていただきます。この点につきまして、ご了解いただけますでしょうか。もう一つ公開の方法なのですが、全文表記、要約表記、委員名の公開について、ご検討いただきたいと思います。

(池田委員)

推進作業部会の趣旨に沿って、全文公開が良いと思っておりますが、一人でも名前の公開に都合が悪いという方がいれば、非公開にする必要があると思っております。

(司会)

ただ今推進作業部会同様に一人でも委員名の公表に都合が悪いと方がいれば非公開にするという話になりましたが、支障のある方いらっしゃいますか。それでは委員名を公開にするということでもよろしいでしょうか。また、全文公開ということでもよろしいでしょうか。

(池口委員)

全文公開ということになると、あとで見た時に未整理と思うことがあるのですが。

(司会)

恐れ入りますが、それに関しては素案ができた段階で皆様にメールでご確認させていただきたいと思っております。できるかぎり正確に議事録を作成したいと思いますので、そのうえでご自分の発言について修正等あれば、教えていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(池口委員)

ご配慮お願いいたします。

(池田委員)

話の中でどのような方向性が出るか分からないのですが、もし事例が出た場合については伏せていただきたいと思います。実際の事例が出た場合には一部非公開ということで、その都度確認でも結構ですが、できればそうしていただきたいと思います。

(司会)

その際は、委員の皆様にお諮りして部分非公開ということで、いきたいと思えます。それでは、そういうことでご了解ということでもよろしいでしょうか。それでは次に移らせていただきたいと思います。先ほど課長の方から話がありましたが、前回の次世代育成第1回の打ち合わせの後に、委員の一部の方にお集まりいただきましてまとめましたものが資料1ということで、提示させていただいております。事前にメール等で、間違いがないか確認させていただいた結果、特に間違いがないということで、そのまま提示させていただいております。次にスケジュールが示されております。県民会議からすべての審議会のスケジュールまで、示しているわけですが、当初の予定では12月に開催予定でしたが、遅すぎるということで少し前倒して開催いたしております。するとそこに事務局情報収集ということが書いてありますが、調査の方法や中身まで、委員会で検討すべきとのご意見がございましたので、尊重させていただくということで今日に至っております。それから、人権関係を所管いたしております教育庁等の関係課の同席ということですが、本日は、教育庁は用事があるとのことで、欠席いたしております。次回からは出席との連絡をいただいております。なお資料4にあります障害福祉課も同様に欠席となっております。大変申し訳

ございませんが、次回からは関係各課の出席について努めたいと存じます。ご理解のほどよろしく願いいたします。開催日については、その都度、委員全員の方のご都合を伺いながら決めていきたいと思っております。ご了承お願いいたします。ここまでで何かご意見がございますでしょうか。なければ議事に入らせていただきます。初めに会長副会長の選出をしてみたいと思います。まずどなたかご意見等がございますでしょうか。立候補でも結構でございますが。

(池田委員)

会長を推薦させていただきたいと思います。子どもの人権問題について、ずっと活動してこられた、池口さんを会長にご推薦したいと思います。

(司会)

ただ今拍手がございましたが、全員賛成ということでよろしいでしょうか。それでは会長は池口委員をお願いしたいと思います。続きまして副会長の推薦をどなたか、お願いいたします。

(岡田委員)

研究会の論点が子どもの権利、参画と大きく二つに分かれておまして、人権について池口さんが選ばれましたので、参画について活動しておられる黒木さんを推薦したいと思います。

(司会)

ただ今黒木委員とのご推薦がございましたが、黒木委員は如何でしょうか。それでは、池口委員が会長、黒木委員が副会長ということになりますので、今後ともよろしく願いいたします。恐れ入りますが、席をご移動の上、一言ずつご挨拶をお願いいたします。

(池口会長)

私は、児童福祉の仕事を35年間以上やってきたのですが、とても不十分な思いをしながら仕事をしてきました。そういうことからすると、千葉県の子童福祉もここまで来たのかという思いで感無量です。千葉の子童福祉は遅れているという思いで仕事をしてきました。2年前に千葉県地域福祉支援計画というものが作られました。その時策定作業に参画したのですが、その時の私の思いは、この作業の中に真実があるかというその一点でした。真実がもしあるのであれば、全力を尽くして参加したい、千葉の子童福祉に何かしらの形で貢献したいと思いました。実際参画をしてみて、真実があるんだと分り、今日に至っております。その地域福祉支援計画の思いは「だれもが有りのままで自分らしく地域で暮らす」ということになりました。その後千葉の子童福祉には、高齢も、障害も、児童も、すべての計画にこの理念が透らぬかれているんだという思いがあります。そういう意味でも池田さんが、この作業部会に来ていただくのは、とても意味のあることだと思っております。池田さんは保育園の経営もされて

いるわけですから、そうした立場から、ぜひリードしていただきたいと思います。次世代育成支援計画の策定作業には、岡田さんも参加されておりましたが、よくもまあそこまでやられたというぐらい会議を重ねて、難産の末、次世代育成支援計画は、生まれました。次世代育成支援計画の根本にあるものは子育て支援だけではない、それは重要な柱の一つではあるけれども。一方で、子育て支援であるということでした。言葉を変えれば、子ども自身が権利を実現していく、そのことを支援することだということが盛り込まれております。先ほど岡田さんが、「Think globally, act locally.」という言葉を使いまして、ほんとうに感銘を受けたのですが、子どもの権利条約が制定された理由としては理念や宣言だけではダメなんだということがいちばん大切なところなんです。世界中が何年も議論して、これは国がちゃんと参加する取り決めにしななければならないんだという、そういうところから子どもの権利条約が生まれたのですね。我が国においてもこの数年次々と、さまざまな自治体が子どもの権利に関する条例を制定しようとしているわけです。今この時に千葉県がこれまでの子ども政策の遅れを一気に取り戻し、全国で最もよいものをつくるチャンスであると私は思っております。先ほどから伺っておりますと熱い思いを持った委員さんが、集まっておりますので、一生懸命、これからの子どもたちが育っていく千葉の100年の計を作るつもりで、頑張っていければよいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(黒木副会長)

私も、20年以上子ども劇場にかかわっております、お母さんがとても多い組織なのですが、そのなかでも中高生の対応がいちばん難しいということで、私は男まさりなものですから、中高生を任せまして、それからずっと中高生とともに歩んできています。中高生が本当に自分らしく生きられるようにサポートし続けてまいりました。自分のところだけでなく、千葉県センターの方では、チャイルドラインを、若者がやっているヤングラインというのがありまして、そこの担当も5年ぐらいしていますかね、「Think globally, act locally.」のact locally をしてきております。具体的な例はたくさん持っておりますので、そういうことで皆様のお役に立てればと思っております。勉強させてもらう意味でここに座らせていただきますので、よろしく願いいたします。

(司会)

それでは以下の進行は、会長にお願いしたいと存じます。

(池口会長)

それでは、本日の議事に移らせていただきたいと思います。最初にこれからの審議会の進め方について審議していきたいと思います。事務局の方から配布資料が出ております。基本的な県の人権政策について、事務局の方からまずは説

明していただきたいと思います。政策課の方からよろしくどうぞ。

（事務局）

資料3に本年度の千葉県人権施策推進プランが載っております。それからお手元の配布資料としまして、千葉県人権施策基本指針という黄色い資料があると思います。こちらについて、説明をさせていただきたいと思います。指針につきましては本日ご参加いただきまして委員の中からもご参加いただいております。県全体の指針としての位置づけもございますので、この場を借りて説明させていただきたいと思います。そもそも指針策定の発端といたしましては、先ほど子ども関係の話もいたしましたところですが、千葉県の人権政策というものはやはり遅れているというようなご指摘、県の中での議論等ございまして、それが発端となって策定という形になっております。指針の目指すところとしましては、県民一人ひとりが人間として尊重されて生活できる社会の創造ということで、ハード面のバリアフリーだけではなく、心のバリアフリーを目指すということが最終的な目標として掲げてあります。そのなかで、基本的な方向としましては、まず自尊感情の尊重、自己決定の尊重、自立精神の尊重、あるいは共同参画を保障あるいは共生社会を目指す、その基本的な施策が策定されております。千葉県人権問題懇話会というものをですね、平成14年の10月に、26名という形で設置させていただいております。この懇話会から基本的なご提案をいただきまして、基本指針を策定しているという状況であります。その際地域福祉支援計画と違って、パブリックコメントはいただいているのですが、タウンミーティングというような発想は現れる前だったので、この指針に関してはそうしたものは入っておりません。もちろん策定に関しては、なるべく当事者の方々のご意見を伺うということで、委員の方々についても専門的な方々をお願いしているところですが、当事者からかなりご意見をいただいているところでした。人権問題は非常に広くて、全てで16分野例示しているところですが、この中にカテゴリー的に入ってこない人権問題も、最近、結構あるということで、とりあえず16分野、全国的には一番多い分野を提示させていただいております。これが指針の特徴となっております。例えば子どもの人権では、障害をいらっしゃりゃるお子さん、外国人のお子さん、あるいは被差別部落出身のお子さんであるとか、そのように、子ども中にもたくさんのお子さんがいらっしゃるといって、現実を見据えながら人権政策について明確に打ち出していこうとしているところです。それから人権擁護体制につきましては、ワンストップサービスということで、総合相談窓口の整備、あるいは権利擁護機関の設置について検討するということがとされています。特に子どもの人権に関する分野別の政策としましては、まず子どもの人権を尊重する社会づくりと教育・啓発をすることとし、それから児童虐待防止の取り組みの推進、

子育て支援の充実、施設等の充実、それから子どもの人権問題について包括的に取り組むシステムづくりということで、5項目について分野を分けて、具体的に記述しているところでもあります。これが、千葉県人権政策基本指針の特徴ございまして、平成16年2月に、こちらの指針を策定したところでもあります。指針策定の取り組みとしましては、まず、人権政策基本指針の策定に加わっていただきました委員さんも含めて、平成16年6月に、新たな組織といたしまして、千葉県人権施策推進委員会というものを3ヵ年ということで、19年の3月末日までの任期で、10人の委員さんをお願いしたところです。本委員会の役割といたしましては、現在まだ活動中でございますが、千葉県人権政策推進プランを含む、県全体の人権政策について、点検見直し、あるいは推進についての評価ということをしていただいているところでもあります。それから新たな人権問題に対しましては、それに対するご意見、あるいは、必要な施策等についてのアドバイスについていただいているところでもあります。委員会の運営としましては、全体的な検討内容については、全体委員会で検討することございまして、こちらの中で個別具体的に、3部会の小委員会を設けまして、さらに個別的な具体的検討として、まず一点は、社会福祉施設入所者の処遇に関する統一した人権擁護基準を検討しているという小委員会。それから権利擁護機関の設置に向けた検討をしていただける小委員会。それから、千葉県人権宣言策定の検討について、審議を行っていただいている小委員会の三つでございます。おもに社会福祉施設入所者に対する処遇に関して、統一した人権基準について策定ということで、今年度いっぱいを目途に審議いただいているところでございます。来年度からは権利擁護機関の設置の検討、それから千葉県人権宣言の制定、公表・検討、そういったものについて順次活動を続けていくということでございます。それからこの指針ができてから県でも、知事を本部長といたしました千葉県人権啓発推進本部というものを16年6月に立ち上げております。本部長知事ということで、副本部長は健康福祉部長、その他庁内関係41課長で構成されました庁内組織を設け、横断的な人権政策の推進に取り組むということで活動しているところでもあります。推進プランについては、推進本部の方ですでに作っているのですが、プランの策定に当たっては、人権政策推進委員会の意見を取り入れているところでもあります。お手元の千葉県人権政策推進プランであります。こちらは県庁各課で行われています人権に対する施策を集約してプランとして、毎年の更新をしているところでございます。HPも公表しているところでございますが、大体4分野に分かれておりまして、一つ目が、あらゆる場における人権教育啓発の推進が必要だろうということがあり、それから人権擁護体制の充実、それから施策の総合的効果的推進ということで一点、最後に分野別の政策の推進ということで、一点。さらに16分野

にわたって、それぞれ県で実施しております人権政策というものです、分類して、掲載してプランを立てているという状況です。今後とも、千葉県人権施策推進プランにのっとり人権政策を、県庁内で横断的に実施していくというようなことを目標として、現在取り組んでいるところでございます。以上です。

（池口会長）

有難うございました。何かご質問ございますか。

（池田委員）

この研究会は、次世代育成支援行動計画推進作業部会の3つのうち一つの研究会という位置づけにあるのですが、同時に、推進プランの中の17年度新規事業として、子どもの人権・子どもの参画を検討する事業、というのがありますが、ここに位置づいていると。したがってここで検討した内容は、人権政策推進プランの中の今後を立案しているということにつながったということで、理解してもよろしいでしょうか。

（事務局）

ご指摘のとおりでございます。

（池口会長）

他にご質問ありますか。それでは今後の研究会のあり方、あるいは、全体像について、少しご議論いただきたいと思います。本日の会は8時までですかね。それでは8時を目標に進めたいと思います。これだけだと漠然としておりますので、私のほうから研究作業の要件について説明させていただきたいと思いません。基本的には二つのことなのですが、ひとつは、条例の必要性を検討していく際の必要な要件というものがあると考えました。順番から言うと、1番重要なのは、先ほどの話からいうと、千葉の子どもたちの声であり、子どもたちの置かれた現状。これがベースとなり、重要な要素になるのではないかと思います。作業自体は、これからご検討いただければ良いのですが、子どもたちの人権の現状をしっかりと踏まえる意味では、人権侵害事例の収集と分析、これは障害者差別条例を県が作る作業の中で、障害者差別事例を収集されたと思えますけれども、これにならって行うことがよいと思っております。それから、子どもの人権に関するアンケートを実施して、吸い上げていく。その他、直接、子どもの広場などを設け、子どもの声を聞いていく。それから子どもを支援する子ども関係団体の声を聞いていくと。そういうことを通じて、千葉の子どもたちが、置かれている現状を把握していく。それからグローバルスタンダードは踏まえなければいけない。普遍性を重視しなければいけない。子どもの権利条約をベースとし、それだけではなくて、この条約に関する子どもの権利委員会の見解などを参考にしていく。また、act という意味では、千葉県における子どもの人権擁護システムの現状分析の課題は何かを勉強していく必要があるのではない

かと思っています。千葉県弁護士会子どもの権利委員会や、千葉県子どもサポートネットなど、その他もあろうかと思っています。それから、子どもの権利に関する条例の全国的な進捗状況と、資料を学ぶという必要があるのではないかと考えます。そういう点を踏まえた上で条例についての検討をしていく必要があるのではないかと考えます。次は子どもの人権条例のイメージについての意見交換をしたらどうかと。そのイメージのポイントは、何を目的とした条例が必要なのか、条例にどのような役割を持たせていくのか、例えばオンブズパーソンシステムといったですね、実際の救済のためのシステムも考えられるのか、あるいは理念だけを定めていくのか、といったような役割を検討していくこと。必ず議論になるのは、どうして条例でなければならないのか、子ども権利条約もあるじゃないか、教育基本法もある、児童福祉法もある、虐待防止法もある、様々な法、規定が、子どもに関して、日本国内にもきちんとあるんだと。なのになぜ改めて子どもの権利条例が必要なのかということについては議論しておかなければならないんじゃないかと考えます。その後は要件に従って、人権侵害事例の収集とその方法について、実施していく。それから千葉県における人権擁護システムの現状と課題を分析していく。国連子どもの権利委員会のレポートについて、学習をしていく。その後、条例のイメージを検討していく。この骨格をイメージしていく際には、全国的な事例等の資料を学習していく。目標として2年ぐらいで、この研究会の成果をまとめるべきではないか。それ以上になるとですね、現在の客観情勢からして、ちょっと遅すぎるし、この会自体がだれてくると思うので。長くても限度だと私は思う。そういう意味で、全体的な行程のイメージを2年以内に成果についても案にしていく。今申し上げたことは、ものすごく大雑把なイメージの話でありますけれども、その辺を軸にして、少しご意見や議論をいただければありがたいと思っています。いかがでしょうか。

(市川委員)

「千葉県子ども人権条例を実現する会」というのが、2000年の12月にスタートしまして、県内のさまざまな子どもにかかわる団体・個人が参加して、いろいろな事例研究、虐待の問題とか、不登校、学校現場のさまざまな問題についての事例研究とか、条例作りに取り組んでまいりまして、素案を2004年2月に公表しました。2002年の12月には、「子どもの権利条約フォーラム」というものを千葉で開いておりまして、2004年の5月には知事にも参加していただき、「千葉県子どもタウンミーティング」をいろいろとご協力いただきまして開催したんですね。2005年夏に、海の日、「千葉県子ども人権フォーラム」というものを開きました。で、こういう素案づくりと、色々な事例研究、フォーラムで情報を集めるとともに発信する活動を、この5年間さまざま

まな形でやってきたんです。かなり多くの団体が参加しているんですが、やはり民間の団体が中心で、行政の方の参加もいただいているんですが、学校関係が抜けてしまっていたんですね。学校の先生方、一部、高校の先生方には、参加いただいているんですが、小中学校の先生との関わりがなくて、あくまでもこれは民間で作った試案なんですね。ですけれども、一応こういうものができている。これを踏まえて、ゼロからのスタートではなく、民間でここまで作ったというものを何らかの形で生かせたら。まだ不十分なものもいっぱいあると思うんですね。もっと県で取り組むということで、いろんな学校現場とか、子ども当事者、子どもにかかわる教職員の方とか、幅広く議論し、多くの声が集められるのではないかと思います。ですから、ここを踏み台にしていけばいいのではないかと、提案させていただきます。

(池口会長)

条例を策定していく要件の一つとして、今まで民間レベルで積み上げてきたものがあるので、それを軸にしてというかたたき台にして、作業を進めていきたいと。そういう趣旨ですよ。全国の子どもの条例の策定過程を見ると、ほとんど行政主導なんですね。行政がスタートさせてさまざまな意見を取り入れて作られているんですけれども、民間の中でそういう活動するのは、あまり全国的に聞かないです。千葉では、民間が先行してそういったものを行っていたということで、そういう積み重ねを重視しながら進めたいと、そういうふうに理解できると思います。

(岡田委員)

参加者が勉強してるものなんですけれども、今日新しい資料を行政の方から出していただいて、行政の方でもこういう指針が出ていたり、政策やプランがあり、審議会があり、研究会があるという新しい情報も得ることができました。そのことと私たち民間のやってきたこととどう関係していくのかということが、これから大きな幹と枝を作っていくことになると思うんですけれども、先月全国自治体シンポジウムというものが市川でございまして、そのこの子どもの政策という研究会に出ました。全国でもたとえば子どもの権利条例や人権条例の方が、5年位前に始まって検討しているところに次世代育成が義務としてきて、そちらがむしろ枝になって作られた自治体もあるようで、それはどちらが先でもいいわけで、こちらが大きな幹として子どもの部分が本当に大きな枝としてあるならば、そこが本当に水や栄養がよくって緑が茂って、いいものになっていけば、全体がまたよくなるのではないかというふうな位置づけをしてはどうかかなという感じで思っております。それで、人権宣言のようなものが作られ、計画されておりますけれども、宣言と言うよりは、条例として拘束力のある、もう少し力強いものが子どもの方でできたとしても、それはそれで意義がある

ことと思っておりますので、2年くらいでどうするかというものは、こちらのペースでのびのびと進めていけたらなあと思っております。

(池田委員)

確認なんですけど、今日この研究会に参加するまでは、このようなイメージは持ってなかったんですね。アクションプランの中で、子どもの権利に関する条例に関しては、どういう記述になっていましたっけ？今日資料を持っていないものですから。条例制定の可能性について検討するというふうに書いてあるんですよ。アクションプランの中では条例を制定するとは書いてないんですよ。条例制定の可能性についても子どもの権利・参画に関する事項として検討しましょうということを受けているので、この研究会の中では、参画と権利のことについて、検討しますと。その中で検討した結果ですね、これは条例でなければダメだなとなったところですね、条例を制定しようという結果が、一定の時期に出てくるのではないかと。いきなり条例作りということになってきたので、本当にそれでいいのかなと思ったんですね。私自身は子どもの権利に関する条例が必要だと思っておりますし、それ以前に子どもの権利条約が制定されたときにそれを読んで感動したんですね。子どもに関してこういうふうに捕らえる視点があるんだということに感動したんですね。そういう姿勢が条例として制定されれば、非常に画期的なことだと思いますが、この条例一覧を見ますと、既に制定されている総合条例は都道府県レベルではないということになりますよね？

(池口会長)

これからですよ。

(池田委員)

ですよ。制定された条例っていうのが4つありますが、全て市町のもですよ。都道府県レベルでは今検討が始まっているとするとですよ、2年以内くらいで千葉県が制定するということになれば、それは全国に先駆けて行うということですよ。30年遅れていたってことを考えると、そんなに一足飛びにやっちゃって、作ったはいいいけど議会は通るのかということも含めて考えると、最後に挫折してしまっただけでは処置なしって感じですから、少しこの会の議論の進め方を一旦スローダウンしてですよ、なぜ条例でなければならないのかということに少し時間をかけていったほうがいいのではないかと思います。

(池口会長)

バランスが大切だと思います。私が短兵急に出したので、具体的な位置付けとしてそういうことが必要なのではないかと思います。他の委員さん、事務局も意見があればどうぞ。

(事務局)

委員さんの話しについて意見を述べるのは立場上難しいですが、今回は人権と参画ということで両方を議論いただくということになっておりまして、アクションプランとしては、現時点での県の考え方としては、条例の策定に関しては慎重に検討していくということだと思っています。仮に検討するにしても、土台作りというものが必要なのではないかと思います。

(市川委員)

私も議会ではねられるという状況は避けたいと思っておりますが、2000年ですから、5年前に市民の間で子どもの権利擁護の機関が必要であるという話が出ているんですね。私にしてみるともう5年も経ってしまったという思いが強いんです。子どもの状況を考えると、もうすぐにでも必要な権利擁護センター、オンブズパーソンだと思います。県の施策を見てみると、オンブズパーソンの項目は別項目になってるんですね、ですから子どもの人権、権利擁護には、それを擁護できる機関がないとどうしようもないという思いが強いんですね、県の人権施策の内容はすばらしいものだと思いますが、宣言ではしょうがないと思うんです。子どもの人権侵害が酷いという現状からスタートすると、子どもの権利ってなんなのか、子どもの権利条約を日本が批准して、でも第3世界の貧困とか紛争下にある子どもを救うものであると言う方もおりますけど、日本の、千葉の子ども達の現状知ってますか、それを踏まえた上で子どもの権利ってなんなのか、一人の人としての権利が保障されなければいけないし、かつ、子どもとしての支援が必要な状況だと思うんですね。子どもの人権はなんなのかということを確認しながら、それをどうやったら守れるかというシステム作りをするとすると、どうしても千葉県の子どもの権利に関する条例が必要だと思います。議会が通らないという状況は避けたいと思っておりますが、どうしても制定しなければならぬというところからスタートしたいと思っております。なんかこの言い回しがすごく気になったんですが、条例制定の検討を行うために委員の選定をして専門部会を設置して検討しますというのがすごく微妙な書き方だと思うんですが、希望を抱いたのが、人権条例策定専門部会という言葉に策定しようという思いが込められた委員会なんではないかと思ひまして、とにかく急いで作っちゃえということではダメだということは分かっていますが、制定に向けてじりじりで行きたいと思っておりますがどうでしょうか。

(池田委員)

人権条例策定専門部会というのはこのことですか？

(事務局)

次世代の行動計画の中では、人権条例策定と書いてあると思うんですが、この部会はそれらを踏まえて行うものだと認識していますが、条例策定が前提だとは思っておりません。

(池田委員)

子ども人権条例策定専門部会と子ども参画策定専門部会がありますが、基本的にはこの2つの専門部会に求められている役割をこの研究会が担っていくということによろしいでしょうか。

(事務局)

その通りでございます。

(池口会長)

そうであると、条例という形が必要であるかどうかの検討もするが、その中身の検討もすると理解してよろしいですか。

(事務局)

色々な考え方があると思いますが、条例作りの場合には県民のコンセンサスとか、議会もあります。そうしたことを考えていくと、どういったやり方があるのかを考えていただく必要があるのではないかと考えております。

(池田委員)

ここに集まっている方の多くが条例が必要だと考えておられるとしても、研究会の総意として条例作成が前提にあるのではなくて、人権侵害事例の情報収集とか、今の現実を明らかにしていく中で、解決のためには条例制定が必要だという結論に至っていくということが必要なのではないかと考えています。結論に至る中で、どのように条例を制定するかということはその次の段階になっていきますので、その際にはこの研究会の枠組みも含めて、例えば障害者差別をなくす研究会くらいまで枠を広げていくとかですね、考えていった方がその先の展開もしやすいのではないかと考えております。

(池口会長)

今の意見は、条例制定が本当に必要であるかを判断するための現状把握、グローバルスタンダードや千葉県のシステムの現状とか、子どもたちの声とか、そういったものを全部収集して分析した上で、条例が必要かどうか検討する。特に救済ということを考えると、埼玉県では救済機関については条例化しているわけですね。そういった形が、必要であると判断されれば意見として出していく。そういうご意見だと思いますが。

(岡田委員)

先ほどご説明いただいた施策の推進委員会ですか、こちらのテンポがありますよね。これと私達のこれからやっていくことってというのは、枠組みの中の関係性があるのか、もう少し説明していただきたいんですけども。3つの小委員会の検討の計画とかございますよね、この研究会とはどのような枠組み上の関係があるのでしょうか。

(事務局)

現段階で検討しているのは、社会福祉施設入所関係の人権擁護基準、メインは虐待なんですけど、密室で行われている施設も多いですし、入所者も多種多様な方がおられますので、基準作りも実際には非常に困難な状況ですが、委員の方々のお力で年度内にもものにしようということによってやっております。来年度以降、19年度末までには、権利擁護機関の設置検討。設置ありきではございませんので、設置を含めて検討していただくということになっております。人権宣言につきましても、策定と周知、公表ということによってやっております。今現在は宣言という形でやらせていただいておりますが、例えば障害者の差別禁止条例の策定過程、あるいは子どもの権利条約関係というものが、順次出てくるような状況で、宣言もどうなるかということはあると思います。宣言にこだわっているわけではございませんので、健康福祉千葉方式で行う上では、委員さんの意見が大きく反映される場所です。障害者差別、子どもの人権関係の資料も私どもの委員会に提出させていただきますので、委員さんの横の連携というものも出ておりますので、これも調整していきながら、私どもの委員会でも見極めていくなかで、県民にとってどのような状況がよいのか考えていくという状況であります。

(池口会長)

他の委員さん方、研究会の基本的な性格になってくるんで、お考えがありましたらどうぞ。

(池田委員)

少し枠組みとの関係を説明いただきまして、少し見えてきたと思います。他の、障害などの分野の人権に関する県の動きというものは、足並みをそろえていくのも大変なのかなあと思います。少数派の人権をどのように捉えていくかというのは、力関係で発生している問題の理解を自分達が自分をくぐらせながら検討していく必要があるんで、文章化したものとか、他のところで検討されているものとか、横のつながりも大切なんだと感じました。子どもの人権について、子ども人権条例を実現する会の人々が色々な人の考えを集めているっていう、これは千葉県の財産だなあと思います。これは重要な資料として、基になるものだと思います。子どもって言うと、人権の様々な部分を含めていると思うので、北欧の厚生大臣だったと思うんですけど、女性の、やっぱり一番弱い人の生活がどのように扱われているかによって、国の豊かさが決まるということを書いていたのを思い出したんですね、まだまだ自分で言語を持ち得ないということも含めて、発信していく、参画していくっていうことでは、ある意味社会人が担って行く部分っていうのが大きいと思いますので、その子どものところが元気に動いて委員会、研究会がいくことが、県全体の人権施策に跳ね返ると思いますので、慎重に、議会とのネットワークを風通し良く、手探りで積み上げていって、千葉県から発信できるものを作れたらいいなあと思います。

(池口会長)

他の方意見があれば。今までの意見をまとめますと、条例化するかしらないかということを決める所ではないのは確かなので、人権を守る仕組み、あるいは基準と理念については研究の中身として考えてはいくということですね。条例素案ではなくて、理念、人権基準については研究会で検討した結果提言をしていくと。そういうことを含めて研究をしていくんですが、いつまでにやるということは一旦保留にして、前段階で、人権侵害事例の収集はどうやってやるかとか、千葉県の人権擁護システムはどのようになっているかだとか、国連子どもの権利委員会の報告はどうなっているかだとか、障害児の人権はどうあるべきか、不登校の子どもの人権はどうあるべきかというようなことについて研究作業していくとして、副会長さんとも相談しながら、今後プログラム化していくということではいかがでしょうか。条例が必要か否かという最終判断ではなく、その判断に必要な基礎的な研究を当面プログラミングして提案するという趣旨で。

(岡田委員)

ゆっくりというのは賛成です。障害者差別を無くす条例作りの作業がとても丁寧であったということとか、私達は中身を一緒に研究して共有しながら、そうやってことがわかるとそれに沿わせたもので私達のテンポもやっていきましょうということになるでしょうし、ここで共有するものを学習しながらやっていく、私達の狙いというもの、みんなの願いというものはあるんですけども、丁寧さと、成功させるためにどうしたらいいのかということはみなさんの意見を聞いて丁寧にやったらいいとは思いますが。子どもの参画ということに関して言えば、このことが自分のことなんだと子どもたちが感じるができるものにしていくことが必要でしょうし、それにはどの時点で子どもたちに意見を聞いていくのかということも節目節目で考えなければならないと思います。子どもの参画ということについて御意見を聞かせていただけますか。

(黒木副会長)

人権侵害のようなネガティブな部分は早急に対応していく必要があると思います。千葉県において子どもの参画が生き生きと行われている場が何もないかというところではなくて、例えば街づくりとからんで、官民と子どもたちが一緒に参画するという取り組みもありますし、プラスの面、子どもが社会に参画することによって、社会が豊かになるという事例がないわけではないので、そういうことも出しながら、そういうことが起こった場合に大人たちがどのような動き方をしたのかとか、どのようにして実現したのかとか、そういったことも出してプラスの面も作りながら研究していけたらいいかなと思いました。マイナスイメージだけではしんどいと思います。

(池田委員)

スケジュール的にはゆっくりといっても、議会に条例案を提出するまでに、どんなに長くても2年はかかってはいけないと思います。1年半から遅くとも2年以内にはやりきることだと思います。その際に2つの段階があって、子どもの参画と人権に関して、どういう方向で検討していくべきかということで、一定の方向を出すことが半年以内でいいと思うんですね。参画ということで見ると、19年度ですか、施策に反映していくということに繋がっていきますよね。参画ということについては条例に限定することは無いわけで、こんな施策をやっていくべきだということが出れば、予算案にも反映させていくことができますから。それと、権利擁護の問題についてはやはり条例化していこうじゃないかということであれば、そこから1年とか1年半の間に議会提案までいけるような新しいスキームを作るといことになるのではないかと思います。

(池口会長)

今のイメージでかなり整理されてきたような感じがしますがしませんが。

(市川委員)

参画のシステム作りというのは、条例とは別にできるのではないかなと思うんですけども、意見表明と参画については、子どもの人権に含まれているものだと思うんですね。人権条例策定と参画の策定とはシステムは別に作れるっていうか、そういう意味で分けてあるんで、子どもの人権保障という意味で2本立てになっているんだと思うんですけども、あくまでも子どもの人権の中に意見表明、参画があって、それが保障されてはじめて子どもの人権が保障されるというか、虐待場面とか、施設、学校での人権侵害について、子どもの意見表明、学校現場での参画、何て言うんですか、学校の規則とかに対して意見を出せない、で、学校の教師による体罰とか、そうした場面で声をあげられない、そういう人権侵害から救済するためにも、意見表明、社会参画が必要なわけなんですね。何が言いたいかと言いますと、やっぱり条例作りに重心を置いて、システムでできることはシステムでできると思うんですけど、意見表明、社会参画は一体化したものだと思うんですけども、これはやっぱり条例として作っていかないと本当の意味では保障されないと思う気持ちが強いんですね。

(池口会長)

それは条例の性格によっても左右されると思います。オンブズパーソンシステムだけを条例化しているところもあるわけで、今の意見について言えば、総合的な条例ということになった場合に、理念、基準というものが出てくるわけですね。その基準は守らなければならないということもありますし、子どもはこういう権利を持っているということを法律で示すということはものすごく大きい。システムとしては、参画のシステムは全国的にもほとんど無いわけですね。

事業の形では流し込んでいけるけれども、人権の中身としてそのことを位置付けるということだと思います。2年以内に本当に条例化が必要ならば、必要性を全体的に示せるような資料と根拠をしっかりとこの研究会で積み上げていく必要があります。半年くらいで精力的にやっていく必要があるし、人権侵害事例収集だとか、アンケートだとか、そういうことも並行しながらやって、一定の方向が見えるようにやっていく必要があります。それに対して今のシステムで全部フォローできてるなら必ずしも条例は必要でないという結論ができるかもしれません。そうしたことを踏まえて一定の方向を示すことが必要です。策定過程になれば、条例検討委員会というようなスキームを改めて提案する必要もでてくるでしょう。改めて当面の課題設定はメールで提案していただきたいですし、私もします。そういうことでよろしいでしょうか。

(小笠原委員)

子どもの人権侵害というところの事例をもって仕事をしてきたわけなんですけれども、皆さんの子どもの人権侵害のイメージと私のイメージとが少しずれてるなぁという印象を持ちました。どういうことが人権が守られていないとおっしゃっているのかちょっと見えなかったのも、もっと見えるような形で提案していただければと思います。おっしゃっていることについては大枠では賛成です。

(池口会長)

おっしゃるとおりで、人権侵害の事例収集をする際にも、基準がないと千差万別ってことになるわけです。じゃ、最初から基準を示してこれで判断して出してくださいってやっちゃうと、すごく狭まってしまって、偏ってしまうという現状はあると思います。その辺はおおらかに書いて判断していただければいいと思いますが、ただ、ベースとして、グローバルスタンダードである子ども権利条約は判断の基礎にあるということは示していいのではないかと思います。何にも無いっていうのは違うと思うんです。人権侵害のイメージがずれているかどうかは、今後詰めていかないといけませんが。

(池田委員)

障害者差別を無くす研究会では、最初に障害者差別事例を収集しましたよね。7百何件の事例が出てきたんですけれども、そういうやり方も参考にできると思います。

(池口会長)

どういうものが出てくるかっていうのを分析していらっしゃるのでしょうか。ということで時間になりましたので、次回の日程を決めたいと思います。12月19日の18時からよろしいですか。じゃあ、事務局の方で何かありましたら。

（事務局）

特にありません。本日はありがとうございました。それから、メール等で今後の進め方等について調整をしていただければと思います。

（池口会長）

分かりました。そういうことで、以上で終わりたいと思います。ご苦労さまでした。